新しい人権「法的に死ぬとはどういう状態か？」

法則化☆風の如く　風林裕太

発問１　人が人権を失うのはどんなときですか？

死んだときである。殺人は人権を奪い取る行為とも言えるのである。ノートに「人は死ぬと人権を失う」と書かせる。

発問２　A さんが交通事故にあいました。頭を強く打ち脳の機能が停止しました。脳が停止しているので、心臓も止まり、呼吸もできません。生命維持装置で心臓を動かし、呼吸をさせています。それでもあと 3 日もつかどうかわかりません。A さんは生きている状態ですか？死んでいる状態ですか？

ここでは、半々ぐらいに分かれる。そこで、日本では「死んだ」とされる状態に法律上の規定はないこと、医学的には心臓が止まったこと、いわゆる心停止を「死」としていることを教える。

発問３　もう一度聞きます。A さんは生きている状態ですか？死んでいる状態ですか？

ほとんどの生徒が生きているに手をあげる。

発問４　A さんの血液を輸血すれば助かる患者がいる。血液を提供できるか？

答えは「できる」である。法律的にも医学的にも問題はない。

発問５　A さんの肝臓を移植すれば助かる患者がいる。肝臓の一部を移植できるか？

これもできる。このような移植を生体肝移植という。ちなみの肝臓は再生能力をもっていることも教える。

発問６　A さんの心臓を移植すれば助かる患者がいる。心臓を移植できるか？

生徒はできないと答える。なぜかと理由を聞くと、「死んでしまうから」「人権を奪い取ることになる」という答えが返ってくる。しかし、これを可能にできる紙がある。ドナーカードを提示する。板書：ドナーカード

臓器移植法も提示する。死体には脳死を含むと書かれている。ここでもう一度、医学的に死んだとされる場合が心停止であることを確認する。

しかし、ドナーカードを持っている場合は、心停止していなくても脳の機能が停止していれば死と判断される。

発問７　先ほどの A さんドナーカードを持っていることがわかりました。A さんは生きている状態ですか？死んでいる状態ですか？

今度は死んでいる状態に全員が手をあげる。人の死が紙一枚で変わるのである。

発問８　人は死ぬと何を失うのでしたか？

人権である。だから、人権問題に発展することもある。

また、提供するかどうかは家族に聞かれる。突然、聞かれたときに判断できるのか。臓器移植法が改正されて従来の 15 歳以上ではなく、0 歳からの臓器提供が可能になった。そうした背景も伝えたい。

発問９　一人の脳死患者からの臓器移植で恩恵を受ける人は何人くらいいると思いますか？

骨、皮膚、血管などで６０人から７０人。内臓や角膜などで１０人ほど。合計７０人から８０人もの患者が何らかの恩恵をうける。

憲法は人が死んだあとのことまで人権を保障してはいない。だからと言って、死んだ人間に何をしても良いと言うわけではない。このように、憲法には具体的に明文化されていないが、保障されなければならない権利がというものがある。これを新しい人権と言う。

指示　教科書に新しい人権の例が４つ載っています。全てノートに書きなさい。書いたら持ってきなさい。

最後に教科書を読んで授業を終える。